

淡路交流の翼港
指定管理者募集要項 資料集

目 次

1	兵庫県港湾施設管理条例	1
	別表第1	11
	別表第2	17
2	兵庫県港湾施設管理条例施行規則（抜粋）	22

改正

昭和37年10月23日条例第49号
昭和38年10月29日条例第101号
昭和41年3月31日条例第25号
昭和43年4月1日条例第38号
昭和48年3月31日条例第28号
昭和50年12月19日条例第58号
昭和54年3月1日条例第5号
昭和57年3月27日条例第11号
昭和60年3月27日条例第6号
昭和62年3月14日条例第6号
昭和63年3月26日条例第7号
平成4年3月27日条例第7号
平成5年3月29日条例第15号
平成6年3月29日条例第5号
平成7年7月18日条例第29号
平成8年3月27日条例第5号
平成9年3月27日条例第4号
平成10年3月27日条例第20号
平成12年3月28日条例第12号
平成13年3月28日条例第22号
平成15年7月1日条例第55号
平成17年10月7日条例第70号
平成18年3月24日条例第2号
平成19年3月16日条例第9号
平成19年7月2日条例第40号
平成26年3月20日条例第8号
平成26年10月7日条例第40号

平成30年10月 9 日条例第43号

平成31年 3 月19日条例第 5 号

令和 6 年 3 月21日条例第13号

兵庫県港湾施設管理条例をここに公布する。

兵庫県港湾施設管理条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、県が港湾管理者である港湾における港湾施設の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「港湾施設」とは、港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第2条第5項の施設（同条第6項において港湾施設とみなされるものを含む。）のうち、県が管理するものをいう。

(禁止行為)

第 3 条 何人も、港湾施設において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 港湾施設の使用を妨げること。
- (2) 港湾施設を損傷し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (3) 港湾施設のうち規則で定めるもので、規則で定める重量を超える物件を積み卸し、又は搬入すること。
- (4) 竹木、土石、廃油、ごみその他港湾施設の管理上支障となるものを捨てること。
- (5) 植栽物を採取し、若しくは伐採し、又は損傷すること。
- (6) たき火その他危険な行為をすること。
- (7) 鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。
- (8) 知事が指定する立入禁止区域に立ち入ること。
- (9) 知事が指定する禁止区域へ車両を乗り入れること。
- (10) 風紀を乱し、その他港湾施設の利用者に著しく迷惑をかけること。

(行為の許可及びその承継)

第 4 条 港湾施設において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

ただし、規則で定める港湾施設の使用については、この限りでない。

- (1) 港湾施設を使用すること。
- (2) 港湾施設に固着する工作物を新築し、改築し、又は除却すること。

- (3) 港湾施設の形状を変更すること。
- (4) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (5) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (6) 興行をすること。
- (7) 競技会、展示会その他これらに類する催しをすること。

2 前項の許可を受けた者について相続、合併又は分割(当該許可に係る事業を承継させるものに限る。)があったときは、相続人(相続人が2人以上あるときは、相続開始の日から3月以内にその全員の同意をもって選定された1人の相続人に限る。)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人は、許可を受けた者の地位を承継する。

3 前項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、承継の日(同項の規定により相続人を選定したときは、その選定をした日)から1月以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

(許可の条件)

第5条 知事は、前条第1項の許可をするにあたり、港湾施設の保全その他その適正な使用を確保するため必要な条件を付することができる。

(入出港の届出)

第6条 船舶(規則で定めるものを除く。)は、規則で定める港湾に入港したとき又は同港湾から出港しようとするときは、知事に届け出なければならない。

(危険物等についての制限)

第7条 爆発物その他の危険物(当該船舶の使用に供するものを除く。)で規則で定めるものを積載した船舶は、知事の指示する場所でなければ、停泊し、若しくは係留し、又は荷役してはならない。

(移動式荷役機械の使用の制限)

第8条 係留施設において、移動式荷役機械(県が管理するものを除く。)を用いて荷役しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(使用料の納付)

第9条 港湾施設(指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。))に管理を行わせるものを除く。)の使用の許可を受けた者は、別表第1に掲げる金額の範囲内において、規則で定める金額の使用料を納めなければならない。

2 前条の許可を受けた者は、移動式荷役機械1台1日につき1,780円を超えない範囲内において規則で定める金額の使用料を納めなければならない。

3 前2項の規定により算出した使用料の額が100円に満たない場合にあっては、これを100円とし、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(使用料の減免)

第9条の2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (2) 海難救助又は災害救助のために使用するとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、知事が特別の理由があると認めるとき。

(使用料の納付方法)

第9条の3 第9条第1項又は第2項の使用料は、第4条第1項又は第8条の規定による許可を受けたときに納めなければならない。ただし、当該許可の期間が1年以上のときは、翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分をその年度の初めに納めるものとする。

2 岸壁、物揚場、栈(さん)橋、係船浮標、起重機及び給水に係る使用料は、前項の規定にかかわらず、その使用をした後に納めるものとする。

(使用料の不還付)

第10条 すでに納めた使用料は返さない。ただし、知事は、使用料を納めた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その申請によりその全部又は一部を返すことができる。

- (1) 第15条第2項に該当する場合において、同条の規定により許可を取り消され、又は使用を停止されたとき。
- (2) 天災その他やむを得ない理由により港湾施設の使用が不可能となったとき。
- (3) 港湾施設の使用廃止の届出をしたとき。

(使用期間)

第11条 港湾施設の使用期間は、10年を超えることができない。ただし、知事は、必要があると認めるときは、その期間を更新することができる。

(使用期間等の計算方法)

第12条 港湾施設の使用の期間、面積等の計算方法については、規則で定める。

(譲渡等の禁止)

第13条 第4条第1項の許可によって生ずる権利義務は、知事の許可を受けなければ他人に譲渡し、又は転貸することができない。

(連帯責任)

第14条 第4条第1項の許可を共同して受けた者は、当該許可に係る義務の履行については、連帯して責に任じなければならない。

(許可の取消し等)

第15条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、港湾施設に存する工作物その他の物件の改築、移転若しくは除却、当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な措置若しくは港湾施設を原状に回復することを命ずることができる。

(1) この条例（これに基づく規則を含む。以下この条において同じ。）の規定に違反した者

(2) この条例に基づく知事の処分に違反した者

(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定に基づく知事の許可を受け、又は使用料の徴収を免れた者

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 港湾施設の工事のためやむを得ない必要が生じたとき。

(2) 港湾施設の保全上著しい支障が生じたとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない理由が生じたとき。

(船舶の移動命令)

第15条の2 知事は、港湾施設に急迫の危険があると認めるときは、船舶の移動を命ずることができる。

(原状回復義務)

第16条 第4条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る使用期間が終わったとき又はその使用期間の途中で同条各号に掲げる行為を廃止したときは、直ちに知事に届け出て、その検査を受け、原状に回復しなければならない。ただし、特別の理由がある場合において、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

2 港湾施設を使用する者が、その責に帰する理由によって港湾施設を損傷したときは、直ちに知事に届け出て、その指示のもとに原状に回復しなければならない。

3 前2項の規定による原状回復に要する費用は、第4条第1項の許可を受けた者又は港湾施設を使用する者の負担とする。

(原因者の負担)

第16条の2 法第43条の3第2項に規定する負担金の徴収を受ける者は、同条第1項の港湾工事の必要を生じさせた工事若しくは行為を行った者又は当該工事若しくは行為に係る費用を負担する者とする。

- 2 前項の負担金の徴収は、同項の者に対し、地方自治法第231条の規定による納入の通知をして行うものとする。

(指定管理者による管理)

第17条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、港湾施設のうち規則で定めるものの管理を指定管理者に行わせる。

(利用料金)

第17条の2 前条の規定により指定管理者に管理を行わせることとした港湾施設のうち別表第2に掲げるものを使用しようとする者は、当該港湾施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。

- 2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。
- 3 利用料金の額は、別表第2に定める基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が知事の承認を受けて定めるものとする。
- 4 指定管理者は、知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができる。

(補則)

第18条 この条例の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第3条又は第7条の規定に違反した者
- (2) 第4条第1項又は第8条の許可を受けないでこれらの条に規定する行為をした者
- (3) 第4条第3項、第6条又は第16条第1項若しくは第2項の規定による届出をしなかった者
- (4) 第15条第1項又は第2項の規定による処分又は措置命令に違反した者
- (5) 第15条の2の規定による命令に違反した者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。
- (兵庫県港湾施設管理条例の廃止)
- 2 兵庫県港湾施設管理条例（昭和28年兵庫県条例第31号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
- (経過措置)
- 3 この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為で、この条例に相当規定のあ

るものは、それぞれこの条例の規定によりしたものとみなす。この場合において、当該処分に期間の定められているときはその期間は、旧条例の規定により当該処分がされた日から起算する。

- 4 この条例の施行前にした行為にたいする罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和37年10月23日条例第49号）

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則（昭和38年10月29日条例第101号）

- 1 この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に改正前の港湾施設管理条例第4条の規定による許可を受けている者に係る使用料については、昭和39年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則（昭和41年3月31日条例第25号）

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年4月1日条例第38号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際、現に改正前の兵庫県港湾施設管理条例第4条の規定による許可を受けている者の昭和44年3月31日までの期間に係る使用料の額については、改正後の兵庫県港湾施設管理条例第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和48年3月31日条例第28号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に改正前の兵庫県港湾施設管理条例第4条の規定による行為の許可を受けている者の当該行為に係る昭和49年3月31日までの使用料の額については、改正後の同条例第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和50年12月19日条例第58号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月1日条例第5号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月27日条例第11号）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。ただし、第10条中第9条第2項及び別表港湾施設の設備を使用する場合の款に係る部分の改正規定は、同年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和57年4月1日前に兵庫県立大学（附属幼稚園を含む。以下同じ。）に在学している者（聴講生及び研修生を除く。）の授業料の額については、第2条の規定による改正後の兵庫県立学校授業料等徴収条例（以下「改正後の授業料等徴収条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和57年4月1日以後において、兵庫県立大学に転学、編入学又は再入学をした者の授業料の額は、改正後の授業料等徴収条例の規定にかかわらず、当該者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。
- 4 昭和57年4月1日前に第4条、第7条及び第12条の規定による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき許可等の申請をしている者の当該申請に係る手数料の額については、第4条、第7条及び第12条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和60年3月27日条例第6号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、第11条中第9条第2項及び別表港湾施設の設備を使用する場合の款に係る部分の改正規定は、同年5月1日から、（中略）施行する。

附 則（昭和62年3月14日条例第6号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月26日条例第7号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、第11条中兵庫県港湾施設管理条例第9条第2項の改正規定及び同条例別表港湾施設の設備を使用する場合の款に係る部分の改正規定は同年5月1日から（中略）施行する。

附 則（平成4年3月27日条例第7号抄）

(施行期日)

- 1 （前略）第16条の規定（兵庫県港湾施設管理条例別表港湾施設の設備を使用する場合の款の改正規定（小型船舶係留施設及び土運船係留施設に係る部分に限る。））は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成4年9月規則第67号で、同4年9月25日から施行）

附 則（平成 5 年 3 月 29 日条例第 15 号）

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 29 日条例第 5 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第 4 条の規定（工作物、物件又は施設を設けて港湾施設を使用する場合の款の改正規定中その他のものに係る部分を除く。） 平成 6 年 5 月 1 日

（後略）

附 則（平成 7 年 7 月 18 日条例第 29 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第 19 条第 1 項の改正規定は、平成 7 年 8 月 1 日から施行する。（平成 7 年 8 月規則第 73 号で、同 7 年 10 月 1 日から施行）

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 8 年 3 月 27 日条例第 5 号）

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の規定（兵庫県港湾施設管理条例別表工作物、物件又は施設を設けて港湾施設を使用する場合の款及び同表備考の改正規定を除く。）は、同年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 27 日条例第 4 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条の規定は同年 5 月 1 日から（中略）施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 27 日条例第 20 号）

この条例は、平成 10 年 5 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 28 日条例第 12 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成13年 3 月28日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表港湾施設の設備を使用する場合の款小型船舶係留施設の項の改正規定は、同年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の兵庫県港湾施設管理条例第 4 条第 1 項の規定による許可を受けている者の使用料の額については、改正後の兵庫県港湾施設管理条例第 9 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成15年 7 月 1 日条例第55号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年10月 7 日条例第70号）

この条例は、平成17年11月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 3 月24日条例第 2 号）

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月16日条例第 9 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（平成19年 7 月 2 日条例第40号）

この条例は、平成19年10月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月20日条例第 8 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第33条及び第36条の規定 平成26年 5 月 1 日

（2）～（4） （略）

附 則（平成26年10月 7 日条例第40号）

この条例は、平成26年12月 1 日から施行する。

附 則（平成30年10月 9 日条例第43号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の兵庫県港湾施設管理条例第16条の2の規定は、平成30年9月1日以後に行われた工事又は行為により必要を生じた港湾法（昭和25年法律第218号）第43条の3第1項に規定する港湾工事の費用について適用する。

附 則（平成31年3月19日条例第5号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)～(4) (略)

(5) 第1条中使用料及び手数料徴収条例別表第1、別表第2並びに別表第4の15の部、36の部、58の部(5)の款、64の2の部備考(1)、65の部備考3(1)並びに66の部備考1(1)及び備考3(1)の改正規定並びに第2条、第4条から第15条まで、第17条から第45条まで及び第47条から第55条までの規定 平成31年10月1日

附 則（令和6年3月21日条例第13号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。（後略）

別表第1（第9条関係）

区分			料率	金額	備考
港湾施設の使用する場合	岸壁、物揚場及び栈橋	機帆船、はしけ及び定期旅客船以外	総トン数1トンにつき6時間	4.6円	6時間を超えて使用する場合にあっては、使用期間のうち、6時間を超える期間に係る使用料の額は、左欄に掲げる額の2分の1に相当する額とする。
		機帆船及びはしけ	貨物積載可能トン数1トンにつき24時間	6.2円	
		定期旅客船	総トン数1トンにつき1係留	3.1円	

係船浮標			24時間につき	11,400円	
来訪船舶係留施設			艇長 1 メートル につき24時間	800円	
利便機能 付係留施 設	艇長 6 メートル未満の船舶		1 隻につき 1 月	14,700円	
	艇長 6 メートル以上7.5メ ートル未満の船舶		1 隻につき 1 月	15,700円	
	艇長7.5メートル以上の船 舶		1 隻につき 1 月	15,700円に艇長 1 メートル又は 1 メートルに満 たない端数を増 すごとに160円を 加算した額	
小型船舶 係留施設	艇長 6 メートル未満の船舶		1 隻につき 1 月	7,600円	
	艇長 6 メートル以上7.5メ ートル未満の船舶		1 隻につき 1 月	7,900円	
	艇長7.5メートル以上の船 舶		1 隻につき 1 月	7,900円に艇長 1 メートル又は 1 メートルに満た ない端数を増す ごとに160円を加 算した額	
土運船係留施設			1 隻につき 1 月	35,200円	
上屋	一時 使用	使用期間のうち、15 日までの期間	1 平方メートル につき 1 日	19円	第 4 条第 1 項第 4 号又 は第 5 号の行為を伴っ て使用する場合にあっ ては当該行為 1 件につ き 1 日170円とし、同項 第 6 号又は第 7 号の行 為を伴って使用する場

						合にあつては1平方メートルにつき1日30円とする。
		使用期間のうち、16日以降の期間		1平方メートルにつき1日	35円	
		専用使用		1平方メートルにつき1月	616円	使用期間のうち、毎年 の3月31日の属する1 月間に係る使用（同日 において使用期間の更 新により引き続き使用 する期間が1年以上と なる場合に限る。）に あつては、左欄に掲げ る額に国有資産等所在 市町村交付金法（昭和 31年法律第82号）に定 める市町村交付金に相 当する額及びこれに係 る公負担（以下「交付 金相当額等」とい う。）を加算した額と する。
	起重機	揚力が10トン以下のもの		1時間につき	35,100円	次に掲げる時間内に使 用する場合にあつて は、左欄に掲げる額 に、次の各号の区分に よる率を乗じて得た額 を加算した額とする。 (1) 5時から9時ま
		揚力が10トンを超え15トン以下のもの		1時間につき	61,600円	
		揚力が15トンを超えるもの	コンテナ貨物以外の貨物	1時間につき	79,500円	
			コンテナ貨物	1時間につき	67,000円	

						で 10分の2 (2) 17時から23時まで で 10分の2 (3) 23時から翌日の5時まで 10分の3
	給水			1 立方メートルにつき	540円	
	荷さばき地	使用期間のうち、15日までの期間		1 平方メートルにつき1日	5.8円	
		使用期間のうち、16日以降の期間		1 平方メートルにつき1日	8.8円	30日を超えて使用する場合には、使用期間のうち、31日以降の期間に係る使用料の額は、左欄に掲げる額の2倍に相当する額とする。
	貯炭場、野積場、陸上貯木場、駐車場及び港湾施設用地	一時使用	使用期間のうち、15日までの期間	1 平方メートルにつき1日	5.8円	第4条第1項第4号又は第5号の行為を伴って使用する場合には当該行為1件につき1日170円とし、同項第6号又は第7号の行為を伴って使用する場合には1平方メートルにつき1日30円とする。
			使用期間のうち、16日以降の期間	1 平方メートルにつき1日	8.8円	

		専用使用		1 平方メートル につき 1 月	176円	使用期間のうち、毎年 の 3 月 31 日の属する 1 月間に係る使用（同日 において使用期間の更 新により引き続き使用 する期間が 1 年以上と なる場合に限る。）に あつては、左欄に掲げ る額に交付金相当額等 を加算した額とする。
	水面貯木 場	一時 使用	使用期間のうち、30 日までの期間	1 平方メートル につき	17円	
		区域	使用期間のうち、31 日から60日までの期 間	1 平方メートル につき	22円	
			使用期間のうち、61 日以降の期間	1 平方メートル につき30日まで ごとに	28円	
			専用使用区域		1 平方メートル につき 1 月	
		工作 物、物 件又は 施設を 設けて 港湾施 設を使 用する 場合	荷役機械及びその附属施設		1 平方メートル につき 1 年	
	上屋、倉庫及び事務所並びにその附 属施設		1 平方メートル につき 1 年	2,840円に交付金 相当額等を加算 した額		
	露店その他の仮設工作物		1 平方メートル につき 1 日	45円	第 4 条第 1 項第 4 号か ら第 7 号までの行為を 伴って使用する場合に	

				限る。
電柱その他これに類するものの	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	2, 200円	
	第 2 種電柱	1 本につき 1 年	3, 400円	
	第 3 種電柱	1 本につき 1 年	4, 700円	
	第 1 種電話柱	1 本につき 1 年	2, 000円	
	第 2 種電話柱	1 本につき 1 年	3, 200円	
	第 3 種電話柱	1 本につき 1 年	4, 500円	
	共架電線その他上空に設ける線類	1 メートルにつき 1 年	20円	
	送電塔	1 平方メートルにつき 1 年	3, 100円	
	水管、下水道管、	外径が0.1メートル未満のもの	1 メートルにつき 1 年	100円
	ガス管その他これらに類するものの	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	1 メートルにつき 1 年	150円
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	1 メートルにつき 1 年	200円
		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	1 メートルにつき 1 年	410円
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	1 メートルにつき 1 年	1, 000円
		外径が1メートル以上のもの	1 メートルにつき 1 年	2, 000円
	公衆電話所	1 個につき 1 年	3, 100円	
	看板	1 平方メートルにつき 1 年	26, 000円	
	標識	1 本につき 1 年	2, 500円	第 4 条第 1 項第 4 号から第 7 号までの行為を伴って使用する場合に

				あつては、1本につき 1月510円とする。
	その他のもの	1平方メートル につき1年	1,490円に交付金 相当額等を加算 した額	
		1メートルにつ き1年	154円	

- 備考 1 一時使用とは、1月に満たない使用をいい、専用使用とは、1月以上の使用をいう。
- 2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち当該電柱を設置する者が設置する3条以下の電線を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち当該電柱を設置する者が設置する4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち当該電柱を設置する者が設置する6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち当該電話柱を設置する者が設置する3条以下の電線を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち当該電話柱を設置する者が設置する4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち当該電話柱を設置する者が設置する6条以上の電線を支持するものをいう。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

別表第2（第17条の2関係）

区分			料率	基準額	備考
港湾施設の設備を使用する場合	物揚場及び栈橋	機帆船、はしけ及び定期旅客船以外	総トン数1トン につき6時間	4.6円	6時間を超えて使用する場合にあつては、使用期間のうち、6時間を超える期間に係る基準額は、左欄に掲げる額の2分の1に相当する額とする。
		機帆船及びはしけ	貨物積載可能ト	6.2円	

			ン数 1 トンにつ き 24 時間		
	定期旅客船		総トン数 1 トン につき 1 係留	3.1 円	
	来訪船舶係留施設		艇長 1 メートル につき 24 時間	800 円	
	利便機能 付係留施 設	艇長 6 メートル未満の船舶	1 隻につき 1 月	14,700 円	
		艇長 6 メートル以上 7.5 メ ートル未満の船舶	1 隻につき 1 月	15,700 円	
		艇長 7.5 メートル以上の船 舶	1 隻につき 1 月	15,700 円に艇長 1 メートル又は 1 メートルに満 たない端数を増 すごとに 160 円を 加算した額	
	小型船舶 係留施設	艇長 6 メートル未満の船舶	1 隻につき 1 月	7,600 円	
		艇長 6 メートル以上 7.5 メ ートル未満の船舶	1 隻につき 1 月	7,900 円	
		艇長 7.5 メートル以上の船 舶	1 隻につき 1 月	7,900 円に艇長 1 メートル又は 1 メートルに満た ない端数を増す ごとに 160 円を加 算した額	
	上屋	一時 使用	使用期間のうち、15 日までの期間 につき 1 日	19 円	第 4 条第 1 項第 4 号又 は第 5 号の行為を伴っ て使用する場合にあっ ては当該行為 1 件につ き 1 日 170 円とし、同項

						第6号又は第7号の行為を伴って使用する場合には1平方メートルにつき1日30円とする。
		使用期間のうち、16日以降の期間		1平方メートルにつき1日	35円	
		専用使用		1平方メートルにつき1月	616円	使用期間のうち、毎年 の3月31日の属する1 月間に係る使用（同日 において使用期間の更 新により引き続き使用 する期間が1年以上と なる場合に限る。）に あつては、左欄に掲げ る額に交付金相当額等 を加算した額とする。
	起重機	揚力が10トン以下のもの		1時間につき	35,100円	次に掲げる時間内に使 用する場合にあつて は、左欄に掲げる額 に、次の各号の区分に よる率を乗じて得た額 を加算した額とする。 (1) 5時から9時ま で 10分の2 (2) 17時から23時ま で 10分の2
		揚力が10トンを超え15トン以下のもの		1時間につき	61,600円	
		揚力が15トンを超えるもの	コンテナ貨物以外の貨物	1時間につき	79,500円	
			コンテナ貨物	1時間につき	67,000円	

						(3) 23時から翌日の 5時まで 10分の3
	給水			1 立方メートル につき	540円	
	野積場、 駐車場及 び港湾施 設用地	一時 使用	使用期間のうち、15 日までの期間	1 平方メートル につき 1 日	5.8円	第4条第1項第4号又 は第5号の行為を伴っ
			使用期間のうち、16 日以降の期間	1 平方メートル につき 1 日	8.8円	て使用する場合にあっ ては当該行為 1 件につ き 1 日170円とし、同項 第6号又は第7号の行 為を伴って使用する場 合にあつては1平方メ ートルにつき 1 日30円 とする。
		専用使用		1 平方メートル につき 1 月	176円	使用期間のうち、毎年 の3月31日の属する1 月間に係る使用（同日 において使用期間の更 新により引き続き使用 する期間が1年以上と なる場合に限る。）に あつては、左欄に掲げ る額に交付金相当額等 を加算した額とする。
工作 物、物 件又は 施設を	露店その他の仮設工作物			1 平方メートル につき 1 日	45円	第4条第1項第4号か ら第7号までの行為を 伴って使用する場合に 限る。

設けて 港湾施 設を使 用する 場合				
--------------------------------	--	--	--	--

(氏名又は住所の変更の届出)

第16条 条例第4条第1項の許可を受けた者が氏名又は住所を変更したときは、1月以内に様式第11号の届出書によりその旨を知事に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第18条 条例第4条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事又は使用を廃止しようとするときは、様式第14号の届出書により、その旨を知事に届け出なければならない。

(管理)

第20条 条例第17条の規則で定める港湾施設は、別表第5のとおりとする。

2 前項の港湾施設においては、条例及びこの規則に基づく権限のうち、条例第4条第1項及び第3項、第5条、第15条並びに第16条並びにこの規則第16条及び第18条に基づく権限（条例第4条第1項第2号及び第3号に掲げる行為に係るものを除く。）は、条例第17条に規定する指定管理者が行うものとする。

別表第5 (第20条関係)

港湾施設		所在地
尼崎西宮 芦屋港	来訪船舶係留施設並びにこれに隣接する修景護岸、駐車場及び緑地	西宮市西宮浜4丁目
	利便機能付係留施設	尼崎市扇町及び西宮市西宮浜1丁目
	上屋、給水施設、港湾施設用地及び緑地	西宮市西宮浜1丁目及び2丁目
	野積場	西宮市鳴尾浜2丁目、甲子園浜2丁目並びに西宮浜1丁目及び2丁目
	兵庫県立甲子園浜海浜公園	西宮市甲子園浜3丁目
東播磨港	小型船舶係留施設	明石市二見町南二見及び二見町西二見、加古郡播磨町新島並びに加古川市尾上町池田
姫路港	網干沖小型船舶係留施設	姫路市網干区網干浜
	上屋	姫路市飾磨区細江
	起重機	姫路市飾磨区中島、飾磨区細江及び広畑区富士町

	給水施設、野積場及び港湾施設用地	姫路市飾磨区中島、飾磨区細江、広畑区富士町及び大津区吉美
	休憩所	姫路市飾磨区中島
相生港	那波旅客来訪船舶棧橋	相生市那波南本町
淡路交流 の翼港	港湾施設	淡路市楠本
津名港	志筑来訪船舶棧橋	淡路市志筑

備考 修景護岸とは、その景観を整備した護岸をいう。